



萬葉集註釋

卷之二之四

特別
4
5497
1



特

群言一覽考之曰 振筆歌

若葉集抄 二十卷 仁受律師

一名若葉集註釋 一名仙受抄 卷序 振筆抄 卷序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序

抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序

抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序

抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序 抄之序

門 4
號 5497
卷 1

昭和三十一年
十月四日
購求

萬葉集註釋卷序

岡田眞
之藏書

青緒

先此集と云ふ字と名ははるかに何れもさや。これらより川のそのの如し義也。詩統
 身持の如し文を 初は秋朝の風俗也。在心思言曰詩。こも亦命也。これ
 古今此集名序の文を和歌者託其根於心地。其花於詞林者也とい。假
 名序より云ふは人の心と云ふ。これらより川のそのの如し義也。詩統
 といふ心は。難。云。古今の文意の所すの集。萬葉の平假の天の所集也。行
 其。万葉集序詞 證先集 卷目。これらより川のそのの如し義也。詩統
 遠。在。也。何。況。彼。者。の。序。を。い。ふ。は。こ。の。心。と。云。ふ。は。人。の。心。と。云。ふ。は。
 此。心。と。云。ふ。は。人。の。心。と。云。ふ。は。人。の。心。と。云。ふ。は。人。の。心。と。云。ふ。は。
 ～～～
 ～～～
 ～～～
 ～～～
 ～～～
 ～～～
 ～～～
 ～～～
 ～～～
 ～～～
 の。心。と。云。ふ。は。人。の。心。と。云。ふ。は。人。の。心。と。云。ふ。は。人。の。心。と。云。ふ。は。

1
1011

いふまゝの書やいふはなれど... 彼らも... のふか... けく...
... 後れ集の序の... 不可... 観目...
... 書... 二枚...
... 甲... 乙...

れ... 也... 我... 趣... 大同... 亦... 此... 過... 二... 也... 區...

事之疑有道理有文證先道理者此集卷中神龜年中歌天平廿
年之間歌具以多載之始自第十八卷天平勝室年中歌多以入
之是次作者官達是次大伴家持不載之官惟內舍人歌中守
兵部女捕頭大納言右中弁也此外不經官位不見家持者室
龜十一年二月一日任冬議延曆二年七月十三日任中納言此集若大
同之撰者公卿時歌何不載之乎加之右大弁藤原朝臣八束左中弁
大中臣朝臣清磨氏部少捕多治比朝臣土左治部少捕石上朝
臣家嗣此集作者也而藤原八束朝臣者改名真楯天平神護
二年六月八日任大納言清磨朝臣者室龜二年三月十三日任右大
臣土左朝臣者室龜元年七月十三日任冬議家嗣朝臣者室龜
十一年二月一日任大納言凡云作者云非作者誤位被載其名於其
集之軍天平勝室以後改另昇進加階經數年以後或任大臣或列

公卿之數十餘輩也若為大同之撰志何不奉極重乎以知實武之時撰
也是上代歌者奉其時代初謂伯瀨朝倉宮御宇天皇代高市岡本宮
所宇天皇代乃至藤原宮御宇天皇代也註之元明天皇御宇歌有寧
樂宮之詞第一二卷有之也而今於神龜天平中之歌者無如此詞是
當代之故也代々天皇御宇歌亦有其註第十八卷太上皇御在難波
宮之時歌七首皆足証天皇也以此元明天皇也至聖武天皇御宇者
如此之註是當代故也其道理如斯此上卷集中有之文證而
先達未讀之者疑雖令見知依秘藏且不言元又恐不措心勅漏
凡其三證者一者第一卷以方武天皇稱大行天皇今換方武天皇
崩御之後天平符寶以前有元明元正兩帝之崩御然而彼
有帝不稱大行天皇至方武者重武之方武也方武之有大
行之稱證如凡人之道信稱先師先考亦足証重武之撰一文

〇三
〇二

證也抑以第一卷大行天皇或謂之持統其以得也何者第一卷
云慶雲三年太上天皇幸難波宮時歌四首太上天皇幸吉野
宮時高市連黑人作歌云又次大行天皇幸難波宮時歌三首
大行天皇幸吉野宮時歌二首亦云被時言太上天皇若持統也
大行天皇者乃武也若為一帝者何忽換言可乎係以牙
九卷云太皇元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時
歌十一首若為一帝者何煩相連兩名乎應知二者皆古卷
先太上天皇御製震怒島歌一首註云日本根子高瑞日清是此
天皇云今換持統元明共有太上天皇云云然而事隔故不
稱先太平符寶以後聖武既太上天皇也此集今應太上天皇
之詔撰之仍為思以元正稱先太上天皇是指聖武之撰二
文證也之者動此撰集年紀始自天平年中至于天平符寶被撰

之旨分明者也而得第十七卷歌者始自天平二年冬十月歌至
于同十年身歌其中載少部嘉稱明人詔春鳥歌年云右年月如未
得詳實但隨問之時記載於茲云此歌天平十三年歌中書之
又古歌一首大原云其年年月不實但隨問時記載茲焉云此歌天平
十三年歌中書之次者第十九卷歌者天平符寶二之四五年歌
也其中天平五年始乃唐使初年河信朝臣老人遺唐時奉母
悲別歌載之不審右件歌者傳誦之人歌中大目高安倉人種磨
是也但年月次者隨問之時載於此焉此歌天平符寶三年中
書之又云壬申年私定以後歌二首壬申年私者乃天武天皇
元年大友皇子與也
皇者神也之座者志駒之復波布田為乎哀味詠奈之部
右左將軍贈右大臣大伴房作
大王者神也之座者志駒乃復波久水奴麻乎皇御弟成通作者之序

右二首天平傍室中第二月一日向宗師載於茲也等語是極重武
之撫之文證也今既有如此明證何又疑之好立異儀還懷迷惑
乎 次撰者或稱山上憶良或稱橋大良或稱藤原真楸或稱
大伴家持今擬山上憶良者此撰集以前先達以此集歌中見山
上憶良類聚歌林亦引之故凡以此集者六箇集為宗被撰之由
而申傳也六箇集者古歌集抄本凡歌集山上憶良類聚歌
林竺朝臣金村集為橋連壽曆集田邊史福曆集也凡以此
此亦集之類可知年紀前後又非撰者不證據分明者猶有
疑殆又如前兵部佐野仲入道抄物者百餘集者橋諸足藤原
真楸亦奉勅撰之雖於真楸者不知其證據如當集
現文者橋大良大伴家持兩人為撰者不以此者何橋大良謂
撰者事者先達多以稱之隨萬葉集與書云天平傍寶五年

左大良橋諸足撰萬葉集云何可不用而註乎就中此集中
橋大良為撰者死之由有見事第十九卷女納言大伴宿禰家
持歌云白雪能布星之久山年歲由加年君年曾母等奈伊吉能
乎尔念左大良撰尾云伊伎能乎尔頃然行前日如前誦之也
以此者左大良為撰者之同於不其心向欲撰之死而又家持相共
依為撰者喻也前誦之由乎兩人共不為撰者名不可及詳判者欲
愛知左大良為撰者乎次又家持見撰者證據之者第十九卷與云
但此卷中不稱作者名字徒錄年月不交錄卷者皆大伴家持家
持載作歌詞也然則前不奉天平五子賜之唐使歌并壬申年之
亂定以後歌皆涉及之如載天平傍室之四年中者皆足家持不
註也加之同卷中卷五至傍室七年春時分昔年防人歌之一年云
右八首昔年防人歌矣主典形部少錄正七位上磐余伊美吉諸君抄

寫贈兵部少捕大伴宿禰家持。云云當知為撰者故註贈古報也依有
如此見不為人相共謂為撰者也。葛葉集為重或撰道理文證
無不述但以重武稱平城事有證證亦善其證非一有行疑殆
平一云石川朝臣身足後因奉朝左大臣大紫蘇我連羅志曾稱平
城朝左大臣之位石足一男者

以之案石足者天年元年二月任於左大臣之位下九年二月
從三位此平城朝相當重武矣

又云藤原朝臣身足平城朝左大臣之位下九年二月任於左大臣之位下九年二月

以之案石足者天年元年二月任於左大臣之位下九年二月
從三位此平城朝相當重武矣
亦言武於平城元年二月四日正二位左大臣天年元年二月十日坐
皇日親此平城朝者相當重武矣
後日本紀云從五位下紀朝臣國登男清入天年十五年治部大輔亦為平

城宮為守者

以之案石足者天年元年二月任於左大臣之位下九年二月

葛葉集第十七卷天年十五年四月五日稱居於平城城宮宅大伴家持作
六首者

尾張國風土記云葛葉郡川邊社在河原鄉奈良宮御宇天皇時

江海部忍人申此神化為白麻時出現有詔奉汝為天社因玉處知

郡福無等俗名之宅寺十四步南去郡家平城宮御宇天靈園押開櫻

彥年天皇神化元年身主改外從七位下之免連麻依不奉造也當因

風土記兩和文殊以分明乎

備中風土記云賀茂郡相國去國東南維二里驛路在今新造御宅

奈良朝庭以天年六年甲戌國司從五位下熱十二等石川朝臣賀茂郡
日大領從五位上熱十二等下道朝臣人主少領從七位下熱十二等因

臣五百國未時造始云

龍形圖風之氣云當泰皇朝壬午甲申西海道節度使在
於此辭字名嫌而識之備考當時之要者

以前之皇玉風之氣之文以重武天皇御宇稱平城事更以相遠矣
又疑之以重武稱平城事誠其難推是矣凡但如古所著者平城
天子詔侍占令撰萬葉集日尔以未時歷十代數過百年然重武天
皇以後至重武相者十六代不謂重武孝謙廢帝稱德光仁
桓武平城淡城厚和仁明文德清和陽成光孝宇多
醍醐 皇十六代也

以重武平城者歷十代之久既不可謂相遠凡以平城天皇可與平城天
子之名字既既然則又為十代旁可無相遠何從以重武以下十六代謂十
代乎行若謂十代更其識非一又不可有子細如通編義者云若過若減

皆存大教義功者或教云以父子相續而一代不謂

重武 孝謙 廢帝 稱德 光仁 桓武 平城 淡城
仁明之子 文德之子 陽成之子 光孝之子 宇多之子 醍醐之子

已上十代也若以父子者在一代至兄弟各別而之也言此儀自奉為一義凡然
而此上又依道理立一義於諸方理有種種矣事為常理凡何從遠之我若
又及理不相肖者諸有智者何不依附乎今謂十代者

重武 孝謙 廢帝 稱德 光仁 桓武 平城 淡城
厚和 仁明 文德 清和 陽成 光孝 宇多 醍醐

以上十代也其創自光仁天皇至醍醐所門已上七代者繼時王位於子也石而
其解以義當知諸王臣人民計其重代之時始自其祖乃至迄于重孫任
其諸系數之者也若舅姑兄弟之間於諸廢能雖有名人如置不殺之光
仁以上先之代者又家初者撰第之元始也事不取半凡勿論之次第二代

家約子継鮮中間非可者畧且又如玉那領和相傳券契等不編自家他家
 奉身其後者又不可遠於斯仍書之時歷十代者也若又以大同天子
 念相亂時歷十代句者不可云也自大同元年至天喜五年者百年
 也不可云過百年何況大同天子者在位四年也自即位年有撫康事不書又
 好牙然更不見當其時多撫者仁也之故是右不書也或本古序故及百年是
 又不可然其在序假名序其首級不可相遠焉假名序不可の也
 何可
 相違年

萬葉集註釋卷第一
 泊瀨朝倉宮御宇天皇代

天皇御製歌

籠籠毛與美籠母乳布久思毛子美夫君志持以岳尔菜採採思家音雨
 名告少根虛見津山跡乃國者押奈戸手吾許曾君所皆名倍手吾
 已曾座我許者背背昔日家味毛名姓毛

此御製歌有二種點一本點云

籠籠毛與美籠母乳布久思毛子美夫君志持以岳尔菜採採思家音雨
 名告少根虛見津山跡乃國者押奈戸手吾許曾君所皆名倍手吾
 已曾座我許者背背昔日家味毛名姓毛

又或本點云

夫本世三本
 此は本朝の御歌
 今は本朝の御歌
 今は本朝の御歌

すくく常の身之而今そま不相應者何ん可考
等板 邪法亦所志之同凡異凡有答をみ
そ名經歌うら色とんまそそと修方違了思
中みそと和らけ之の字のそそそ一の書也又
みそしと和らけ幕もそそそと先帝とそそ
所す久字の難りゆと脱之し修れと修れと
幕もそ難もそそそそそそそそそそそそそ
のそ名個名とそそ和らけ修之修と邪法亦所志
そそ八月とそそそ初のそそそそそそそそ
圓の由とそそそ修の由とそそそそそそそそ
そそそそそそそそそそそそそそそそそそ

阪 在云阪陽也
女衆云在麻正月
曰正阪
坂 在云阪陽也
飛正麻果云
曰正阪

すくく唯身之今そそそそそそそそそそ
切類と云 阪 在云阪陽也 為阪 在云
例 在雅云水中不居者曰例 音列 李巡不思
絶也例者水中不居也 例と云 例と云 例と云
者伊特諾伊特丹尊立於天浮橋之上昔計曰
覆 覆玉也 牙指下而揮之是獲院漢之牙
名之曰磯 取盧島之神 於足降在彼島因
便以磯取盧島為國中之一柱 見日 此
生八例 圓洲見 日本紀云及至產所先以
故名之曰清路例 延生大日奉 日本此云
名例 次生能常例 次獲生隱法例 與出度例
世人或有獲生者象此也

乃のいしんまら〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま
やうまら〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま
はれあ〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

五部

つて〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

注は時官前在之樹本之伊予國風土記云之本者一編標本一者

本云之巨木可忍之 私家巨木者、かえのあ也

明日香川系宮御宇天皇代

額田王行

あ〜の乃え〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま
あ〜の乃え〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま
あ〜の乃え〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

乃のいしんまら〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

〜とてなればかきかすの傍若無人のいしんま

麻草者任和方紳占國（此山名）是亦似善故号
 麻草者後至道身（此山名）乃改名善山（此山名）家内谷即
 善山（此山名）谷形如垣也故号家内谷（此山名）善山（此山名）乃
 善山（此山名）天善山社中（此山名）善山（此山名）乃
 善山（此山名）不可無之伊善（此山名）姓有之又山内國信者云此山不可無之
 及可
 山内國信者云此山不可無之

山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之

山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之
 山内國信者云此山不可無之

此の御書は...

いふれあひてまはし
判し守 ぶらりけりて
るれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに

日本紀曰所國賊不義中壇強天皇八
天皇以大甲根...
諸君大甲根...

宇磨使用際和終等終
阿依姫御毛伊方三由
阿依姫御毛伊方三由
阿依姫御毛伊方三由
阿依姫御毛伊方三由

あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに
あはれまらるるに

神代卷之八

酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に

酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に
流るる酒の味とてまこととて美酒なり下は村より上は村に

打麻乎麻績王白水新有哉

天皇御親新河申

限元不為

時自之常

私云日本紀云六活自乃差五十枚芳天皇

房于朔天皇命田道向守遣常世國令求非侍香菓

時年百四十年歲冬十二月癸卯朔壬子葬於菅原伏見陵

明年春三月辛未朔壬午田道向守至自常世國則齎物

也非侍香菓八竿八縷要田道向守於是泣悲歎之曰

余去朝遠往絕域万里踏彼遠度弱水足常以國則神也

秘區俗非所臻是以彼處向自經十年豈期獨凌峻澗更

向本土乎然賴聖帝之神冥德得還來今天皇既崩不得復

余張維生之亦何益矣乃向天皇後咷哭而自死之群

臣聞皆流淚也田道守是之宅速之始相也以之東時自久

曾靈若居亦言云非時言云云云云云云云云云云云

云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

牙之卷亦不盡山形云白也母伊去波伐加利時自久曾言者

落家留云云云非時言云云云云云云云云云云云

過迎江荒都時持本朝臣人磨作秋詞中

州之...

王多次敵火し山乃檜原日知し所世後

多子れといふは卷の中舒明天皇幸讚法園安登郡
時軍王見山作歌の詞の中瑞多次懸乃皇久うよりそ
れもあつたあふれれ耕田詞なるのまゝといひ
りまゝにすれはるるは田の成りやうと云ふもの
ひまゝにすれはるるは田の成りやうと云ふもの
今案者今之法行所成二百里也
私云論諸弟一云子田導千余の國馬融曰導者謂有為教
也國馬法亦人為之百為故は百為美く之為屋く之為舟く
十為通通十為概く出軍東了然別千余は概其地千概

州之...

居地方三百一十里有可准公信對乃能密維大國成亦
不足過焉馬融者危周礼云前若百歩を檜原乃日知し所
世後らちりか國人皇太子一帝孫我天皇三月辛酉朔丁卯
みまの...
山橋...
觀更...
東南の檜原の地...
鐘始...
是也見り奉紀書三

阿礼彦降るむ山人... 御内... 神... 書... 櫻... 故...
阿礼彦降るむ山人... 御内... 神... 書... 櫻... 故...

神皇正統記

和也自勅和...
和也自勅和... 次勅... 櫻...

青丹去年山平...
青丹去年山平... 櫻...

あす相違...
あす相違...

天離夷者維有...
天離夷者維有... 櫻...

出立書

~~~~~  
 長母不斬~~~~~  
 中々古来の御初のみ~~~~~  
 の~~~~~  
 け~~~~~

百歳城はうざいのあか大宮座おおいのみや 大月おほづきふ百官の直座ちよくの甲~~~~~

サ

萬葉集註釋卷第一下

白浪乃濱松之枝乃手向年幾代た右而賀年乃経去良哉

一言年者経尔計哉

此序方一か二の由あ~~~~~  
 並通入あ~~~~~  
 一そのあま~~~~~  
 とふ也~~~~~  
 云ん~~~~~  
 ば~~~~~  
 ち~~~~~  
 の~~~~~

一

七一















あつちのついでにさうせんやうな事をすけりし

徳寺 阿騎乃尔宿詔人打麻森宿良自方吉都念尔

初めはあつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
はてはあつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
さうせんやうな事をすけりし

真草乃若野者維有兼遇去君可爾見源等末師

あつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
はてはあつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
さうせんやうな事をすけりし

あつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
はてはあつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
さうせんやうな事をすけりし

東野 有五百員之而

あつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
はてはあつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
さうせんやうな事をすけりし

藤原宮之役民作御初申

あつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
はてはあつちのついでにさうせんやうな事をすけりし  
さうせんやうな事をすけりし



我國者常世也年若夏月神龜也新代登泉乃爾  
 史記曰神龜者天下之寶也其物化曰時變色居而自匿伏而不  
 食春若不秋白冬黑德氏瑞應者曰王者不偏不黨尊用者  
 老不夫故德氏流治則其龜也願野王符瑞者曰青馬白  
 鬚尾者神馬也春在接神契曰德愷政也少陵則澤出神馬  
 仍勃瑞成曰白鴈氣為中瑞其龜神鳥並合大瑞也相者  
 賢王也皇之術神龜也系事海也  
 龜者靈之者也背有八卦也  
 龜之靈也  
 龜之靈也  
 龜之靈也

龜之靈也  
 龜之靈也  
 龜之靈也  
 龜之靈也

我國者常世也年若夏月神龜也新代登泉乃爾  
 史記曰神龜者天下之寶也其物化曰時變色居而自匿伏而不  
 食春若不秋白冬黑德氏瑞應者曰王者不偏不黨尊用者  
 老不夫故德氏流治則其龜也願野王符瑞者曰青馬白  
 鬚尾者神馬也春在接神契曰德愷政也少陵則澤出神馬  
 仍勃瑞成曰白鴈氣為中瑞其龜神鳥並合大瑞也相者  
 賢王也皇之術神龜也系事海也  
 龜者靈之者也背有八卦也  
 龜之靈也  
 龜之靈也  
 龜之靈也

乙未朔丁丑方京人初位下高田首久以唐獻靈龜長七寸  
 潤六寸左眼白右眼赤頭著之公背負七星前胸並有卦符復胸



何れも...

新友の方門より又南大門の初め二日の澄輝...  
茅若日年書紀... 郡之造長... 國縣隨阡陌... 曰影面山隈曰背面... 高知也天之御孫... 之清水

うつろ... 十七板... 十七板... 短歌 藤原之太皇都加信...

此等... 伊蒙... 然也... 物乞者... 朝飯... 只...







中らわ、く月、又今初の、霞打、お字、可和電、  
清江娘、  
美乃殿、  
はるの、  
女の、  
は、  
思、  
清江娘、  
つ、

首の、  
わ、  
大伴、  
の、  
の、  
の、  
の、  
の、  
の、  
の、  
の、



と云ふ字ありて... 也神風の根元... 勅曰伊勢國風也  
弘云伊勢國者天御中主尊之孫天日別命之所平治天日別命於  
倭磐余美天皇自被西宮征此東列之時隨天皇到紀伊國熊野村  
于時隨金鳥之尊入中列而到於菟田下縣天皇勅右部曰臣命曰  
逆黨膽弱長髓宜早社討且勅天日別命曰國有天津之方宜乎  
其國早賜標劬天日別命奉勅東入數百里其邑有神名曰伊勢  
降天日別命曰汝國獻於天孫我言曰吾覓此國居住日久不  
敬國命矣天日別命發兵欲戮其神于時畏伏降云吾國悉獻於  
天孫吾敢不任矣天日別命令問之汝之去時何以為孩降曰吾以今  
夜起八風吹海多乘波浪將東入此則吾之却由也天日別命怒兵  
竊之此及中夜大風四起崩岸波欄光耀如日陸國海無朗遂乘

伊勢國風也

波而東乘古船之神風伊勢國帶世浪等國者蓋此謂之也  
天日別命懷築此國後命天皇... 大智詔曰國宜百由作之名也  
伊勢為天日別命之村北國賜至化于大倭身製之村焉  
或本云天日別命奉詔自然野村直入伊勢國致戮  
荒神罪乎不遵規山川定地也然後命標原宮焉  
私云日本紀有六勝目入彥身標別天皇... 廿六年春二月丁巳朔  
甲子詔阿倍臣遠祖武渟川別和珥臣遠祖彥國者中臣連遠祖大  
廣島物部連遠祖十根大伴連遠祖武日五大夫曰我先皇御間城入彥  
丑十獲桓天皇推獻作皇勳明德遠源執謙捐志懷冲退綱繆機  
銜礼祭神祇封已勤躬日慎一日是以人民富足天下太平也今  
當朕世奉祀神祇豈得有怠乎三月丁亥朔丙申雜天照太神於  
豐船入耶命託傳原命爰傳原命求鎮坐太神之處而詣菟田

















Handwritten notes on the right edge of the right page, partially obscured by a metal fastener.

らんや海嶺も存知しつらぬる下くはしつらぬる玉付治所  
神皇正統記見奉る平二年庚午冬十二月大宰帥大伴御向京上  
後之海運入たる家御守之書中云と出而二作之書山廣者  
本高繁成家留鴨云々

此の父系門子ありてささるる者の諸家の君をささ  
りぬらんてしめりてささるる者

大船之津守之占尔将告登波登為尔知而我二人宿之  
るの占の事二句つりてささるる者

りてささるる者の占博也<sup>以下二十四字一枚ナシ</sup>りてささるる者の  
川部女時津守連通占露其事<sup>一枚ナシ</sup>皇太子御作歌一首云可  
と津守之占尔将告登波とささるる者

津守といふ人の御説也<sup>以下二十四字一枚ナシ</sup>りてささるる者の  
物<sup>一枚ナシ</sup>りてささるる者の御説也<sup>以下二十四字一枚ナシ</sup>りてささるる者の  
の中<sup>一枚ナシ</sup>りてささるる者の御説也<sup>以下二十四字一枚ナシ</sup>りてささるる者の

皇太子御作歌一首<sup>一枚ナシ</sup>大船之津守連通占露其事<sup>一枚ナシ</sup>

大船之津守連通占露其事<sup>一枚ナシ</sup>皇太子御作歌一首云可<sup>一枚ナシ</sup>

可<sup>一枚ナシ</sup>と津守之占尔将告登波とささるる者

字也といふもの<sup>一枚ナシ</sup>りてささるる者の御説也<sup>以下二十四字一枚ナシ</sup>りてささるる者の  
古余慈良武鳥者<sup>一枚ナシ</sup>皇太子御作歌一首云可<sup>一枚ナシ</sup>

云々ありけりてささるる者の御説也<sup>以下二十四字一枚ナシ</sup>りてささるる者の







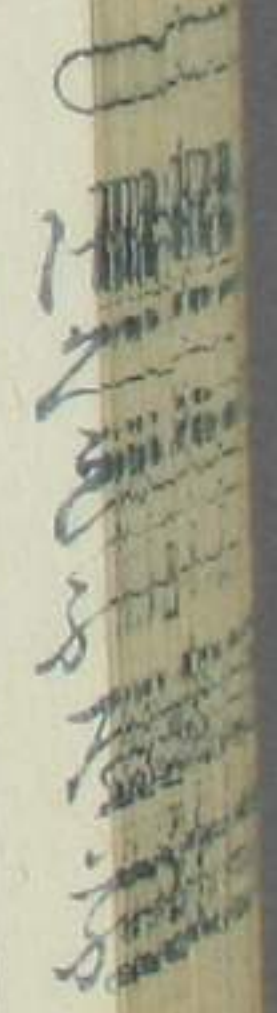




いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...  
いふにやんや何者云々... 随壁... 用別和者...

... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...  
... 鱒之共... 鱒... 鱒... 鱒...

念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...  
念思... 念思... 念思... 念思...



ちりていふさま也

五款

小竹之葉者之山毛清介私友吾者味思別来孔道

此年の中はつち字を記す

すもろ和をす

角部經石見之海乃言依敬久幸乃埒有伊久里尔曾

はのるつらのあつとすりて口を記す多の

初づつとんての也言依敬久幸のさうも也

こころもきくゆん也幸乃埒がのなる下一のさあといて

人さくはくもさる也唐のの云いこのさあは

りさくもさる也伊久里尔曾もいさ唐の頃くさる

乃の凡信石くさる也

つるのさす　　さりの山　可考

敷妙乃袖者通而治奴

こころもきくゆん也幸乃埒がのなる下一のさあといて

人さくはくもさる也唐のの云いこのさあは

りさくもさる也伊久里尔曾もいさ唐の頃くさる

こころもきくゆん也幸乃埒がのなる下一のさあといて

裏書押紙云私云敷妙さく敷妙は吉美不書可改

萬葉集註釋卷第二下

第二卷之餘

早敷屋師吉娜乃思我

先皇切女... 乃思我

乃思我... 乃思我

乃思我... 乃思我

乃思我... 乃思我

乃思我... 乃思我

乃思我... 乃思我

乃思我... 乃思我

乃思我... 乃思我

四 〇一





神皇正統記

龍波御降災之日於母亦見於若亦見弱羊者史打恰矣言於母亦  
見於若亦見此云於慕尼慕尼是阿例尼慕尼是言若史打恰矣此云阿  
我若摩情耶言弱羊謂古者以弱羊喻夫婦故以弱羊為夫婦  
新皇哀令人斷腸云々

十市皇女薨時高市皇子尊御作歌  
神山之山過真蕨木綿經本綿如汝身也尔長等思伎

長身綿經本綿如汝身也尔長等思伎  
長身綿經本綿如汝身也尔長等思伎  
長身綿經本綿如汝身也尔長等思伎

八隅知之我大王之養者若賜良之明來者同賜良志神皇乃山  
之黃葉乎今日也鴨同給麻思明日也鴨日賜葛者其山乎振放見  
乍着吉者綾衣月素者若依備晚若妙乃衣之神者乾者時文無  
け守約の中々若若賜良之唯來者同賜良志神皇乃山之黃

四 〇四







あつらん...  
明日香皇女木履願宮之時柳本の居人磨作守御中  
許呂即若川藤之如久

あつらん...  
君と時く幸而

あつらん...  
大如橋橋不見者

あつらん...  
あつらん...  
あつらん...  
あつらん...  
あつらん...

能柳賀尔有萬思

あつらん...

あつらん...  
高市皇子等城上願宮之時柳本の中

あつらん...  
狗叙和射見我系乃

あつらん...  
あつらん...  
あつらん...

あつらん...  
あつらん...  
あつらん...  
あつらん...  
あつらん...

一行天皇の御子日牟杵尊来と云ふ事もいふ事にも相持回ら上  
 編みとてはつなき海中より倣る暴風をきくはつる日本  
 美事なる事也橋段なる風をきくは海中より吹つたるは  
 の事とてその事いふ事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 後陸奥の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 東の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 西の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 南の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 北の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 東の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 西の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 南の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 北の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事

此の事もいふ事にも相持回ら上

の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 東の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 西の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 南の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 北の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 東の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 西の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 南の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 北の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 東の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 西の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 南の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事  
 北の事とてはつる事とてはつる事とてはつる事とてはつる事

此の事もいふ事にも相持回ら上



安騰毛比賜 齊流鼓之音者

小角乃音母 言在敵久百洲之原後

〜〜〜也〜〜〜ん〜〜〜ん〜〜〜ん

久留之天尔初流君故尔日月不知悉后鴨

〜〜〜也〜〜〜ん〜〜〜ん〜〜〜ん

洲之...

とくはこれの心見事ありし何事か  
終可成る夫の字を神降申し  
垣安乃池之堤之階乃乃方手石知念入者達

或は垣安はた和由とありて  
ナ

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

舟いひのこり ちのこ

柳本朝臣の唐書天之後に血衣揚仰報詞中
天龍也輕政者 轉りてのるを

~~~~~  
~~~~~

扶根葛後毛将相等大船之恩馮而

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

相付書内尔

~~~~~  
~~~~~

天數九陣子あ相日於保尔見爰者今叙悔

~~~~~  
~~~~~  
~~~~~

夫とて下りて少至りて... 船中のん... 水門... 舟... 戸与美... 行船乃...

機對極

機對極... 一云谷尔...

人磨天... 貝... 一云谷尔...

以下十九字... 信例...

ハ借入り
三板
二板
一板

本云
一板
久永五年法況二可於我處以企塔麻野守卿書寫字

仙覺三列

建治元年冬十一月八日於鎌倉以企塔以作者仙覺律師

り兼奉教人書寫字 一極子 三覺三列

弘安二年 唐正春四月 至行報之可奉集一見之管見

し可及押弟 權律師三覺

州之...

